

三木市生ごみ処理機器等 購入補助金 ガイドブック



三木市生ごみ処理機器等 購入補助金の概要

1. 補助金の対象となる方

- ① 三木市内にお住まいの方、三木市内に住所及び主たる事業所を有する
個人事業主又は市内に本店を有する法人であって、三木市内で事業を営
む方
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 暴力団員等でないこと
- ④ 他の助成金、補助金等の交付を受けていないこと

2. 補助金の対象となる家電

購入および設置完了期間

令和7年6月1日(日) ～ 12月31日(水)

購入元

市内に所在する販売店

用途

市内の住宅又は市内の事業所で使用

対象機器等

生ごみ乾燥機・コンポスト容器

状態

中古品でないこと

3. 対象機器の要件

対象機器等	生ごみ乾燥機 	コンポスト容器 
要件	①家庭又は事業所から排出される生ごみを ②手動若しくは電動により	
	加熱若しくは乾燥により生ごみを減量化する機器	攪拌し、又は微生物を投入し醗酵促進を行うことにより粉碎、分解、消滅若しくは堆肥化を行う容器
これらを、市内の販売店で購入し、市内の住宅、事業所等に設置すること		

【 対象とならない機器等 】

- ・ 中古品
※リユースショップで購入した商品も中古品とみなします。
- ・ 本来、別の用途で販売されている商品
例：ポリバケツを購入してコンポスト容器として利用
- ・ 本体に付随して購入したオプションパーツや部品等
例：本体と別売りの乾燥フィルター、コンポスト用菌床
- ・ インターネット通販で購入した対象機器等

4. 補助対象経費

【 対象となる経費 】

- ・ 機器等の本体購入費
- ・ 消費税および地方消費税

【 対象とならない経費 】

- ・ クーポンやポイントの割引費用
- ・ 配送料
- ・ オプション部品等の購入費
- ・ 延長保証料
- ・ 床キズ防止、転倒防止などの部品

5. 補助金額

補助金の額 =

補助対象経費の50%
(上 限 3 万 円)

※百円未満切り捨て

【 例 】

領 収 書	
生ごみ乾燥機本体	50,000
コンポスト容器本体	3,500
配送料	10,000
小計(税込)	63,500
割引き	1,000
ポイント利用	1,000
合計(税込)	61,500

補助
対象

○

○

×

×

×



《 計算方法 》

補助対象経費は 51,500 円

生ごみ乾燥機本体 +
コンポスト容器本体 = 53,500円

53,500円 - 割引き1,000円 -
ポイント利用1,000円 =
補助対象経費 51,500円

51,500円 × 50% = 25,750円

⇒ **補助金の額 25,700円**

(百円未満切り捨て)

6. 交付までの流れ

対象機器等の購入の検討



① 対象機器等の購入
【期限：12月31日(水)】



② 申請書類提出
【期限：2月27日(金)】
※ 郵送の場合は必着



③ 審査
※ 審査結果は、翌月上旬～中旬ごろ
に郵送にて通知します。

月末締め、翌月末払い



④ 補助金の支払い

【 留意事項 】

補助金の申請は、同じ年度内で1世帯1事業者につき1回が限度となりますので、機器ごとに申請するのではなく、合算して申請してください。

7. 提出書類について

① 三木市生ごみ処理機等購入補助金交付申請書兼請求書

★様式のダウンロードはこちら⇒ 市ホームページ

URL:<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/22/79578.html>



② 販売店が発行する以下全てが記載されている領収書などの写し

- ・購入日
- ・購入費用（内訳の記載が必要）
- ・購入した機器等の種類
- ・購入した販売店の名称及び所在地

※ 納品書は、代金を支払った証明とはならないため、領収書の代わりにはなりません。

③ 振込先銀行通帳等の写し

（銀行名・支店名・口座番号・名義人の分かるページ）

※ 通帳をお持ちでない方は、キャッシュカードやネットバンクの画面など、銀行名・支店名・口座番号・名義人の分かるもののコピーで構いません。

8. 対象期間

【 購 入 および 設 置 期 間 】

令和7年6月1日（日）～ 令和7年12月31日（水）

【 申 請 期 間 】

令和7年6月2日（月）～ 令和8年2月27日（金）

※ 申請が予算枠に達した時点で受付を終了する予定です。

9. よくある質問

補助制度に関すること

Q 補助の目的は何ですか。

A 三木市では、令和元年11月に策定した「三木市一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理基本計画」に基づき、市民・事業者・行政の連携によって、ごみの減量化、再資源化とともにごみの適正処理の取組を推進しています。補助対象機器等の購入補助を行うことで、ごみの減量化、再資源化を行うという機運を醸成し、更なるごみの減量化を推進することを目的とします。

Q どのような補助ですか。

A 実施期間中、市内の実店舗において、中古品でない対象機器等を購入した市民、個人事業主、法人に対し、購入費用の50%（上限3万円）を補助します。

対象機器等に関すること

Q リユース品やリース品も対象になりますか。

A 対象外です。新品に限ります。

Q ポリバケツをコンポスト容器として利用するために購入しましたが、対象になりますか。

A 対象外です。領収証や説明書等でコンポスト容器又は生ごみ乾燥機と確認できるもののみが対象となります。

申請に関すること

Q どこで、どのような方法で申請すればよいですか。

A 窓口または郵送での申請となります。ただし、郵送の場合は書類に不備などがあった場合は、受付できない場合があります。

Q 予算は残っていますか。

A 市HPより確認いただけます。

対象経費に関すること

Q	対象経費は何ですか。
A	対象機器等の合計購入額(税込)となります。 配送料やその他の部品や消耗品の購入費は対象外となります。 (P 3の補助対象経費をご参照ください。)
Q	対象となる機器等をまとめ買いしたら、どうなりますか。
A	1回の申請で、生ごみ乾燥機、コンポスト容器それぞれ1基の申請が可能です。 ただし、補助額は3万円が限度となります。
Q	購入時に、割引クーポンやポイント分、商品券等を利用して購入した場合、申請対象額はどうなりますか。
A	割引クーポンや各種ポイント(楽天ポイント、はばたんペイなど)、商品券等を使用した場合、商品券やポイント使用後の金額が申請対象額となります。 商品代金の値引きやチラシ等の割引券を使用した場合も、値引き後の金額が申請対象額となります。
Q	購入に伴い付与されるポイントは購入費用から減額されますか。
A	購入費用からの減額はしません。支払金額に応じて付与されるポイントや、クレジットカード会社等が実施する請求額の減額等については考慮しません。
Q	クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、対象となりますか。
A	対象になります。ただし、レシート又は領収書が必要となりますので、購入の際に販売店舗に領収書等の発行についてお尋ねください。
Q	生ごみ乾燥機と同時に電子レンジを購入し、レシートに2つの購入代金の合計額が記載されています。どのように申請すればよいですか。
A	電子レンジは対象機器等ではないため、生ごみ乾燥機の購入に関する金額(税込)のみを申請対象経費としてください。 その場合、生ごみ乾燥機の購入金額等(税込)が分かる領収書またはレシートの写しを提出してください。

条件に関すること

Q	申請者に条件などがありますか。
A	①市内に住所を有する者であって、当該住所に現に居住するもの、市内に住所及び主たる事業所を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人であって、市内で事業を営むもの ②令和7年6月1日から令和7年12月31日までに市内の実店舗にて対象となる機器等を購入した方 ③市内の自宅又は事業所に設置した方 ④他の助成金、補助等の交付を受けていないこと ⑤市税を滞納していないこと ⑥暴力団員等でないこと 以上全てを満たした方で、申請は1世帯1事業所につき、1回限りです。
Q	いつまでに申請が必要ですか。
A	必ず令和8年2月27日までに申請してください。
Q	事務所に設置する場合は対象になりますか。
A	対象となります。ただし、市内の事務所に設置する場合に限ります。
Q	市外の店舗で購入した家電も対象になりますか。
A	対象外です。市内事業者の支援も兼ねるため、市内実店舗での購入のみを対象とします。
Q	購入する店舗に条件はありますか。
A	対象となる店舗は、市内に所在する実店舗です。 領収書等に記載される店舗の所在が市内であり、領収書等の必要書類を発行できることが条件です。
Q	インターネット経由での購入は対象ですか。
A	対象外です。市内事業者の支援も兼ねるため、市内実店舗での購入のみを対象とします。
Q	2世帯住宅は対象ですか。
A	住民基本台帳の世帯が分かれていますれば、それぞれの世帯で1回ずつ申請することができます。

購入および設置期間

令和7年6月1日（日）～ 12月31日（水）

申 請 期 間

令和7年6月2日（月）～ 令和8年2月27日（金）

※郵送で申請される場合は、必着扱いとなりますので
ご注意ください。

申し込み・問い合わせ

三木市役所 環境政策課 生活環境係

〒673-0492 三木市上の丸町10-30

電 話：0794-82-2000（代表）

F A X：0794-82-9792